

浄化槽
ご使用
の方

「保守点検」「清掃」とあわせて 「法定検査」を受けましょう

清掃は年1回以上
必要だよ!

生活排水をきれいにし、環境保全に大きな役割を
果たしている浄化槽。浄化槽は、微生物の働きで
汚水を浄化しているため、日頃の維持管理が重要です。



維持管理として保守点検と清掃、法定検査の3つが浄化槽法で義務付けられています。

「保守点検」と「清掃」は、浄化槽をきちんと動かすための作業ですが、「法定検査」は浄化槽管理者が適正に維持管理を行い、浄化槽での汚水処理が正常に機能していることを、BOD(生物化学的酸素要求量)を指標とする水質検査などにより、第三者機関である知事指定検査機関が判断するものです。

年1回の検査が義務付けられており、検査時期がきましたら、「公益社団法人香川県浄化槽協会」から受検案内が送付されますので、必ず申込手続きを行っていただきますようお願いいたします。

法定検査の
WEB申込みはこちら



郵便往復はがき (返信)

761-8790 107

高松市香西本町1-106

公益社団法人
香川県浄化槽協会 行

浄化槽法定検査のご案内

浄化槽の使用者は浄化槽法第11条の規定により、毎年1回定期的に知事指定検査機関による検査を受けることが義務づけられています。あなたが使用する浄化槽も本年の法定検査の時期となりました。

検査は、表記の予定期間内に実施したいと思いますので、検査申込書に必要事項をご記入の上、返送してください。
(Eメール・FAXでも申込みいただけます。)

尚、屋外だけの検査です。お留守でも検査は出来ます。放流水を持ち帰り検査室で分析(BOD検査等)しますので、検査結果は、検査後2週間程度で郵送いたします。

浄化槽の大きさ	金額(円)
5 ~ 10 人槽	4,600
11 ~ 20 人槽	6,700
21 ~ 50 人槽	7,900
51 ~ 100 人槽	12,700
101 ~ 500 人槽	14,000
501 人槽以上	15,500

※検査手数料は「現金」「振込」「口座振替」の方法があります。
※「口座振替」をご希望の場合は、当協会にご連絡ください。
※検査時に保守点検、及び清掃の記録を確認させていただくことがあります。
※お客様の個人情報等は適正・厳重に管理いたします。

香川県知事指定検査機関
公益社団法人 香川県浄化槽協会

〒761-8012 高松市香西本町1-106
TEL(087)881-6600 FAX(087)881-6670
E-mail:kjk@kagawajk.jp
https://www.kagawajk.jp 230701 180.0005

* 浄化槽法第11条(定期検査) *

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(注) 保守点検及び清掃が適正に実施されているかどうかの検査ですから業者による保守点検とは異なります。

法定検査の申し込みや日程調整など、検査の実施に関するお問い合わせ

香川県知事指定検査機関
公益社団法人香川県浄化槽協会



087-881-6600

その他の

お問い合わせ先

香川県環境森林部循環型社会推進課
・県内全域

☎ 087-832-3224

東讃保健福祉事務所 環境管理室
・さぬき市 ・東かがわ市
・三木町 ・直島町

☎ 0879-29-8273

小豆総合事務所 環境森林課
・小豆島町 ・土庄町

☎ 0879-62-2731

中讃保健福祉事務所 環境管理室
・丸亀市・坂出市・宇多津町・綾川町
・琴平町・多度津町・まんのう町

☎ 0877-24-9966

西讃保健福祉事務所 環境管理室
・観音寺市 ・三豊市

☎ 0875-25-6431

高松市下水道業務課
・高松市

☎ 087-839-2720

善通寺市都市計画課
・善通寺市

☎ 0877-63-6317

浄化槽の維持管理

浄化槽管理者(設置者)には、
保守点検・清掃・法定検査の受検の

3つが浄化槽法で 義務付けられています。

法定検査は、保守点検とは
趣旨や目的が異なることから、
保守点検を行っていても
別に受ける必要があります。

清掃



- 浄化槽を使用していると、汚泥などがたまってきます。たまりすぎると悪臭が生じたり放流水質が悪化します。
- 清掃では、浄化槽内部にたまった汚泥などを抜き取ります。
- 清掃は、各市町の許可を受けた清掃業者に委託しましょう。
- 清掃は、年1回以上の実施が必要です。

(注)BOD:

水の汚れの状態を示す指標です。
数値が大きいほど水が汚れている
ことを示します。

イラスト出典：
(一社)全国浄化槽団体連合会の出版物より

保守 点検

浄化槽の機能の診断



ブロワ、モータ
等の点検



汚泥の調整・移送

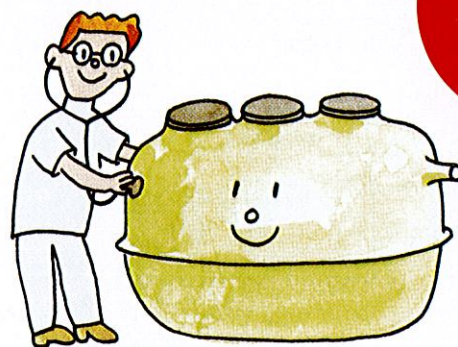


消毒剤の
点検・補充



- 浄化槽は微生物により汚水を処理しているため、「生き物」として日常の維持管理を行う必要があり、機器の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。
- 保守点検は、香川県(高松市内は市)の登録を受けている保守点検業者に委託しましょう。

法定 検査



- 法定検査とは、浄化槽管理者が適正に維持管理し、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを、BOD(生物化学的酸素要求量)^(注)を指標とする水質検査等により、第三者機関が判断するものです。したがって、日常の維持管理を行う保守点検とは趣旨や目的が異なります。
- 浄化槽にとって、保守点検や清掃は、いわば日常の健康管理にあたり、法定検査は健康診断にあたります。
- 香川県では、公益社団法人香川県浄化槽協会が知事指定検査機関として、法定検査を実施しています。